

一般会計等財務書類注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

令和 6 年 1 月 1 日時点、固定資産税標準宅地の適正な時価を求めるための基礎資料から算定

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 10 年～60 年

物品 4 年～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

(ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

該当なし

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

該当なし

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金及び貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去5年間の不納欠損実績率等により、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

該当なし

⑤ 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度6月支給予定の期末勤勉手当の支給見込額等のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額(12月から3月までの4か月分)を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

該当なし

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、修繕に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかを判断し、資産として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

普通会計は一般会計等の対象範囲に加えて、結城南部土地区画整理事業の一部を合算したものです。

- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、当会計年度に係る出納整理期間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため合計等の金額が一致しない場合があります。

- ⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	7.7%	28.8%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費（一般会計） 11 百万円

繰越明許費（一般会計） 922 百万円

事故繰越（一般会計） 一百万円

- ⑧ 過年度修正等に関する事項

該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲は、普通財産のうち活用が図られていない公共資産としています。

イ 内訳

令和 6 年 3 月 31 日現在、現在売却可能資産はありません。

- ② 減債基金に係る積立不足額

該当なし

③ 基金借入金（繰替運用）

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っています。
期末時点（出納整理期間後）において残高はありません。

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 12,609 百万円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	11,239 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,168 百万円
将来負担額	23,447 百万円
充当可能基金額	5,790 百万円
特定財源見込額	2,146 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	12,609 百万円

⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当なし

⑦ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物

該当なし

⑧ P F I 事業に係る資産

該当なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く。）	1,261 百万円
＋投資活動収支（基金取崩収入、積立支出を除く。）	△317 百万円
基礎的財政収支	944 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	19,515 百万円	18,495 百万円
令和4年度一般会計の形式収支のうち基金繰入額	-	-
一般会計歳入決算書に含まれる繰越金	△1,334 百万円	-
資金収支計算書	18,181 百万円	18,495 百万円

一般会計歳入決算書に含まれる繰越金の分だけ収入（歳入）が、令和5年度一般会計の形式収支のうち基金繰入額の分だけ支出（歳出）が相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,221 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	233 百万円
減価償却費	△1,970 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	△75 百万円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△71 百万円
損失補償等引当金繰入額（増減額）	- 百万円
投資損失引当金繰入額（増減額）	- 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	- 百万円
未収債権額・未払債務等の増加（減少）	85 百万円
資産除売却益（損）	3 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△574 百万円</u>

④ 一時借入金

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は2,000 百万円です。

⑤ 重要な非資金取引

該当なし